## 令和3年9月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

# 玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年9月13日(月曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
  - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
  - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
  - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
  - 1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衞藤 榮一
  - 4番 (欠席) 5番 藤原 善和 6番 髙浪 辰雄
  - 7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
  - 10番 帆足 智己 11番 (欠席) 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続)

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(時効取得)

- 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
- 報告第4号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 報告第5号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

主幹(統括) 井野 俊夫

主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

## 7. 会議の概要

### 事務局

今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それではただ今より令和3年9月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。

本日は、局長が欠席をさせていただいております。 それでは、着席して進めさせていただきます。 それでは、安藤会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、会長よろし くお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番委員、 5番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 番号1、大字古後字長田〇〇番〇外6筆で、登記簿地目は田及 び畑、合計面積6,398㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、 〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇県〇〇〇市の〇〇〇〇さん です。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字古後字平原〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積 2,991㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇 さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡 人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。

番号3、大字戸畑字原田〇〇〇番〇で、登記簿地目は畑、面積346㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇さん。譲受人は、〇〇町の〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。以上、3件です。

議長

それでは、担当委員の説明ですが、

番号1、2 を 2番委員、お願いします。

番号3 を 私が説明します。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。

#### 農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。8月22日、申請者と、推進委員と私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字古後字長田、〇〇沿いの集落内にあります。合計面積6,398㎡で、現状は田・畑として管理されていますが、一部管理されていない所もあります。〇〇で〇〇〇をされている申請者が稲作、野菜を作付する計画です。また、一部耕作されていない所も秋の収穫が終わり次第草刈りをして整備をします。申請者はこの秋に〇〇に住所を移すということです。権利の内容は所有権の移転で、売買です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は遠い所で約300㎡です。農機具の所有は、トラクター、管理機などがあり、農業従事者は本人含め2名おり、耕作に問題ありません。また、稲刈り等管理に関しては、地域の人や営農組合と相談しながら耕作する計画です。

番号2の調査結果を説明します。8月22日、譲受人と譲渡人、推進委員と私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字古後字平原で、〇〇〇番〇、1筆で、2,991㎡です。場所は、〇〇の〇〇〇〇〇から300mほど入ったところに位置しています。現在は稲を作付しております。稲作を中心とした譲受人が取得し、稲を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の要望で、売買による農地の移動です。譲受人の耕作面積は40a以上あ

り、通作距離は約200mです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有は、トラクターがあり、田植えや稲刈りは営農組合が行っております。農業従事者は本人含め2名おり、取得後の耕作に問題ありません。以上です。

### 農業委員

番号3について調査結果を報告します。9月6日、譲受人と推進委員、私で現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字原田〇〇〇〇番〇、地目は畑で、面積は346㎡で、所有権の移転です。この案件は、4月の定例会で空き家に付随した農地の指定を受けた場所で、〇〇公民館の道を挟んでその横になります。〇〇町に在住する譲受人が取得し、耕作する予定で、売買契約は結んであります。隣接する農地はありません。家庭菜園として利用する予定です。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

推進委員

1番の件ですが、○○さんという方は移住するのですか。

農業委員

そうです。

事務局

1番の件の、○○さんですが、玖珠町空き家バンクに登録されている空き家を買うのと同時に農地も買われるということです。現在、○○県○○○市でも土地を借りて農業をされていて、農業経験はある方です。

関連ではないですが、番号3の件は、先ほど会長の説明がありましたが、4月の農業委員会で、空き家に付随した農地の指定を受けた地番になります。議案の参考資料集の1、2ページ目をご覧ください。4月の農業委員会と同じ資料を付けております。今回は、所有権移転の部分になります。許可の基準は通常の3条と変わりません。他に、買い手が玖珠町空き家バンクに利用登録している町外者であること、空き家と農地を同時に契約することで、この2点に関しては、空き家バンクの担当課である企画商工観光課に確認を取っており、契約書も確認しております。4月の農業委員会では、「申請は、玖珠町に転入後とする」としておりましたが、住所をまだ動かしていなくても玖珠町に住むことが確実であるとされるので、この一文は削除させていただきたいと思います。

以上です。

推進委員

新規就農者なのか。

事務局

移住者で、新規就農者といえばそうですが、新規就農者の補助金 とかは活用する計画は今のところありません。また、年齢的に対象 にならないと思われます。

農業委員

1番の説明で、営農組合と相談しながらとありましたが。

農業委員

農業は今もしていますので、農業でわからないことはないとは思いますが、○○での農業の方法、何の品種に向いているのかなど、地域の人と話しながら、一緒にやっていくということです。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いし ます。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請 にについて、原案どおり許可します。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

以上、1件です。

議長

番号1 を 1番委員、お願いします。

それでは、担当委員の説明を

#### 農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。9月3日、貸付人と 借受人、施工業者の方、推進委員と事務局とで現地確認しました。 土地の所在は○○○○の道を挟んで、○○○○の入口付近です。合 計面積は495㎡で、田を住宅用地に転用する計画です。権利の内 容は、使用貸借権の設定です。隣地の農地、住宅への影響はない計 画です。具体的な内容としては、自己住宅の建築で、令和3年11 月に工事を始めて、令和4年3月に終わる予定です。土砂の流出、 崩壊その他、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはありませ ん。過去に農地法の違反等はありません。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

農業委員

これは借地の上に、個人住宅を建てるということですか。

事務局

申請者はご夫婦なのですが、奥さんのほうが貸付人の一人と親子 になります。親の土地を借りるということで、使用貸借となってお ります。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1 項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手を お願いします。

農業委員

(举手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許 可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付し ます。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

それでは別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、

3年未満 が 1件で、

 $988 \,\mathrm{m}^2$ 

3年~5年が 3件で、 4,360㎡、

10年以上が 2件で、

3, 551 m²,

で、合計6件で、合計面積が8,899㎡です。 以上です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続による所有権移転)が3件、届出されております。内容についてはご一読ください。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出(時効取得による所有権移転)が1件、届出されております。内容についてはご一読ください。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約が5件、届出されております。内容についてはご一読ください。

報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1 項第1号の規定による、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除 が1件、届出されております。内容についてはご一読ください。

報告第5号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての用件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。

議長

何か質疑はありませんか。

議長

無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。

事務局

(省略)

	T
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会9月定例総会を閉会します。
	この後、人権研修会を行いますので、ご参加をお願いします。